

第3回 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会会議要旨

1 日時

平成24年10月24日（水）10時～12時10分

2 場所

市役所 議会棟5階 第2委員会室

3 出席者

（委員）

- ・学識経験を有する者：新川達郎、牧田勲
- ・市議会議員：山崎菊雄、高田政廣、安田勇
- ・公募による市民：稲田義宏、栃木達三、中川雄二
- ・市職員：良豊博、坂田さゆり

※ 敬称略

（事務局）

荻野次長、阪口課長、幸西係長、山元、丹野

4 次第

- (1) 条例の検証

5 会議内容

- (1) 条例の検証

① 条文全般について

<委員の主な意見>

【努力義務規定等】

〔問題の提起〕

- ・各条文の語尾が「努めるものとする」という努力義務規定と、「取り組むものとする」と義務付けされているものがある。

現状のままでよい

- ・ 市民は多種多様で幅広い存在であるため、一辺倒に規定してしまうのは、現段階では難しいと考える。努力義務規定のままでよい。
- ・ 本条例は簡素で、丁寧さに欠けるところがあると思うが、そこを理解した上で検証しないと、議論が幅広くなり収拾がつかなくなる。条例全体を見れば、条文の表現について一定の統一性を持って構成されていることから、既存の条文の語尾については現状のままでよい。

【分かりやすさ】

変更した方がよい

- ・ 条例の内容が短く、コンパクトで、抽象的であり、分かりにくい。少しでも市民に条例の内容を分かってもらうようにしていけたらと思う。
- ・ 条文に、「みんなのまち基本条例の解説」に記載されている文言を用いて、制定当時の「思い」を加えるだけで分かりやすくなると思う。例えば、第4条（市民相互の協働）の「まちづくりに努めるものとする。」の前に「みんなが誇れる住みよい」を加える、第5条（市民と行政の協働）の「築くものとする。」の前に「ともに」を加える。

現状のままでよい

- ・ 「まちづくり」という文言は様々な使われ方をしている。各条文に「思い」を入れることも考えられるが、本条例では、第1条（目的）に「みんなが誇れる住みよいまちを実現すること」と記載されており、ここにまちづくりの「思い」が凝縮されていると考えられることから、現状のままでよい。

<確認した事項>

【努力義務規定】

- ・ 努力義務規定の文言について、整理が必要ではないか、という意見があったが、全体の条文の表現について一定の統一性を持って構成されていることから、現状のままとする。

【分かりやすさ】

- ・ 既存条文に文言を追加して、制定当時の「思い」を加えたら、条文の意味が分かりやすくなるのではないか、という意見があったが、本条例では、第1条（目的）に「みんなが誇れる住みよいまちを実現すること」と記載されており、ここに「まちづくり」の「思い」が凝縮されていると考えられるため、現状のままとする。

② 第1条（目的）

見直し等の必要性はない。

③ 第2条（定義）

＜委員の主な意見＞

〔問題の提起〕

- ・ 第2条第4号「まちづくり」について、「公共の福祉を増進するあらゆる取組みをいう。」と定義されているが、福祉、環境、基盤整備、教育など本市の全ての取組を指すと考えられる。「まちづくり」をこのような表現で一くくりにして良いのか。この条例を制定した趣旨がいかされるような表現を入れた方がよいのではないか。
- ・ 第2条第5号「市民活動」について、高齢社会になってきていることもあり、定義と現状が変わってきているのではないか。
- ・ 定義には、本市の今後のまちづくりの在り方があまり反映されていないため、検証する際には、そのときの時代性をどう反映するのかを考えるべきではないか。

現状のままでよい

- ・ 「公共の福祉」の具体的な内容を定義に入れることは難しい。あえて全体を包括する表現を用いたと理解している。

＜確認した事項＞

- ・ 様々な問題提起はあったが、具体的な変更点についての意見はなかったため、現状のままとする。

④ 第3条（基本理念）、第4条（市民相互の協働）、第5条（市民と行政の協働）

＜委員の主な意見＞

【地域協働】

追加した方がよい

- ・ 地域協働については、具体的な内容を盛り込んだプランを作成しているところであるが、地域協働を進めていくという大きな方向性については、平成23年度からスタートしている第五次総合計画の中で定めていることから、条例に追加した方がよい。
- ・ 本条例は、本市がこれからまちづくりを進めていく上での理念や原則を定めた条例であることから、新規の第4条第2項については、（仮称）地域協働協議会の在り方など具体的な中身が見えてこない現状ではあるものの、これから様々な施策を進めていく上で、地域協働を念頭に置いてまちづくりに取り組んでいかなければならないことから、条文を追加した方がよい。

現状のままでよい

- ・ 「地域協働」の規定について、行政として取り組もうとしていることは認識しているが、中身については不透明であり、この検証の中で、条文に入れるのはどうか。

【市外の人々との協働】

〔問題の提起〕

- ・ 第2条第1号で「市民」を規定しているが、市民以外の人々と市民との協働を考えてはどうか。例として、大きな災害が起こると、行政や議会がうまく機能するか分からない。その場合、多くは外部のボランティアなどの自主的な活動に助けられることが想定される。非常時における協働に係る規定を別で追加してはどうか。

追加した方がよい

- ・ 本条例の主役は市民であり、目的も市民生活の向上であることは間違い

ないが、災害以外にも、他の自治体や市民以外の人々との広域的な連携について考えておく必要があるのではないか。

- ・ 第 23 条（国、他の自治体等との連携）は「行政」が主体の条文であり、市民と市外の人々との協働、連携についてはこの条文の趣旨に合致しないと考える。

現状のままでよい

- ・ 本条例は市域の中のルールや基本原則を定めるものであり、市外の人々とも連携することは当然であることから、あえて条例の中に規定しないとけないものか。
- ・ 本市を住みよいまちにすることが、本条例の目的と考える。災害時の連携でなく、平常時をベースに考えていくべきではないか。

【安全・安心の向上】

追加した方がよい

- ・ 本市では、現在、地域防災計画の改訂に取り組んでおり、それに基づきハザードマップを作成、全戸配布を予定するなど、より一層防災力の強化を図っているところである。市の今後の安全・安心のまちづくりを進めていく上で、減災は最も重要なことである。
- ・ 本市では、現在、安全・安心を担保する地域防災計画が改訂途中だが、災害は発生が予測できないため、安全・安心のまちづくりの重要性は今後も高いことから、安全・安心の向上に係る条文は追加した方がよい。
- ・ 大規模災害が発生した際には、行政が直接的に全ての人に対して公助を行うことは難しいことから、まずは自助が最も大事で、その次は共助であるということを、過去の経験や被災者の意見などで拝聴している。「検証結果<報告>」にある第 6 条案は、そういった観点から考えた。

[追加する条文案について]

- ・ 条文案には「自然災害等に備え、」とあり、災害の発生前を想定しているように見受けられるが、災害が発生した後でも自助、共助はあると考える。この条例案はそういった点も踏まえて、あえて「備え」という文

言を採用しているのかが気になった。

- ・ 行政の「検証結果<報告>」にある第6条案について、第1項では主語が「市民」で、努力義務規定になっている点は問題ないが、第2項については主語が「行政」で、努力義務規定になっている。市民から見て、行政が具体的に遂行する義務があることを明確にさせた方がよい。

<確認した事項>

【地域協働】

- ・ 行政による検証結果の第4条第2項に「地域協働」に関する条文を追加することについて、「地域協働」の中身が不透明である、という意見があったが、第五次総合計画の中で、大きな方向性として地域協働を進めていくことが明記されており、これからまちづくりに取り組んでいく上で、地域協働を念頭に置かなければならないことから、条文を追加する。

【市外の人々との協働】

- ・ 本条例で定義されている市民以外の人々や団体との協働・連携を趣旨とした条文を追加することについて、行政として様々な人々や団体と連携することは当然であり、あえて条例の中に謳う必要があるのかという意見があったが、災害対応、福祉、環境、教育など周辺の自治体や多くの住民の方々にも協力をいただいて今の本市が成り立っているとも考えられることから、市外の人々との協働や連携について、次回の検証委員会で条文追加の具体案を出して検討する。

【安全・安心の向上】

- ・ 「検証結果<報告>」の新規の第6条（安全・安心の向上）の条文を追加することについて、近年震災等の災害から生命や財産を守る安全・安心の重要性が高まっていることから、条文を追加する。

⑤ 第6条（透明性の確保等）

見直し等の必要性はない。

⑥ 第7条（情報公開）

見直し等の必要性はない。

⑦ 第8条（個人情報の保護）

見直し等の必要性はない。

⑧ 第9条（市民活動の尊重等）

<委員の主な意見>

- ・ 市民活動に対する行政の基本スタンスは、「指導」と「助言」である。
第9条（市民活動の尊重等）の「自律性の尊重」という文言が気になる。
行政がそこまで踏み込む必要があったのか。
- ・ 「必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。」とあるが、現実を踏まえて議論した方が良いのではないか。

<確認した事項>

- ・ 次回は、第9条（市民活動の尊重等）から検証を行う。